

令和 7 年度 第 3 回松伏町農業委員会会議録

会 議 日 時	令和 7 年 5 月 2 6 日 (月) 午後 1 時 3 0 分
会 議 場 所	松伏町役場第 2 庁舎 3 階 3 0 1 会議室
開 会 時 刻	午後 1 時 3 0 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 2 5 分
議 長	藤江 健広

委員出欠状況

議席	氏 名	出欠席	議席	氏 名	出欠席
1	岡 野 正 幸	○	2	横 川 朝 治	×
3	石 塚 要	○	4	飯 島 明	○
5	須 賀 喜佐子	○	6	横 川 和代子	○
7	滑 川 浩	○	8	松 崎 一 男	○
9	永 野 浩 司	○	1 0	欠 員	
1 1	小 島 康 平	○	1 2	竹 内 隆	○
1 3	八 木 大 輔	○	1 4	藤 江 健 広	○
	舩 田 晃 (最適化推進委員)	○		小 島 雄 一 (最適化推進委員)	○
	柴 田 光 善 (最適化推進委員)	○		山 崎 富 康 (最適化推進委員)	○
	砂 川 進 (最適化推進委員)	○		三反崎 善 隆 (最適化推進委員)	○
	内 藤 玉 江 (最適化推進委員)	○			

事 務 局	事務局長 大貫 事務局長補佐 八子 主査 吉田 主任 蓮沼
-------	----------------------------------

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸報告について
- 日程第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について
- 日程第 4 議案第 2 号 業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について
- 日程第 5 報告第 1 号 農地改良等に係る届出について

会議の件名	議事録
<p>1. 開会</p> <p>日程第1</p>	<p>大貫事務局長が開会を告げる。午後1時30分</p> <p>【あいさつ】</p> <p>◎事務局長 皆さんお揃いなので、令和7年度第3回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、私の方からご報告がございます。</p> <p>1点目です。4月18日に山崎久俊様がお亡くなりになり、4月25日に葬儀の方が執り行われました。皆様から頂いてます慶弔費の方で生花を出させていただきました。また、5月15日に山崎様のご自宅に伺いまして、お渡しするタイミングがなかった入院のお見舞金について、ご遺族の方にお渡しさせていただきました。</p> <p>2点目です。5月18日に町長選が執行され、3人の立候補者がございました。結果は、元町議の高野祐大氏が新たに町長となります。鈴木町長につきましては、6月1日までが任期となり、6月2日から新たな町長が公務にあたらせていただきます。</p> <p>最後に、6月1日午後3時に東埼玉道路が浦和野田線の結節点まで開通いたします。私からの報告は以上となります。</p> <p>それでは、開会にあたりまして藤江会長よりご挨拶お願いいたします。</p> <p>◎会長 皆さんお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>田植えが終わった人、まだ、終わっていない人がいるかと思えます。終わった方は、まだ疲れが抜けていないのかと思えます。</p> <p>私事ですが、まだまだ終わりません。地道にやっっていこうと思っています。</p> <p>話が変わりまして、山崎久俊前会長のお通夜に参加していただきまして、ありがとうございました。前会長は、とても気さくな方で、細かいところまで気にかけていただける方でした。大変、尊敬のできる方と私は思っていました。</p> <p>ご冥福をお祈りしたいと思います。</p> <p>私からは、以上となります。</p> <p>◎事務局長 ありがとうございました。それでは会長は総会の議長となることとなっておりますので、よろしく願います。</p> <p>【開会の宣言】</p> <p>◎議長 ただいまから、令和7年度第3回定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員12名、最適化推進委員7名であります。過半数に達しておりますので、本農業委員会は成立いたしました。</p> <p>これより、日程に従い議事に入ります。</p> <p>【会議録署名委員の指名について】</p> <p>◎議長</p>

<p>日程第 2</p>	<p>まず、会議録署名委員の指名を行います。松伏町農業委員会総会会議規則第 13 条の規定により議長から指名いたします。</p> <p>5 番 須賀 喜佐子 委員 6 番 横川 和代子 委員</p> <p>以上、2名の委員を指名いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、指名のとおり決定いたします。</p> <p>【諸報告について】</p> <p>◎議長 次に、諸報告を行います。 まず始めに、総務又は農地委員長からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、農協・土地改良区・認定農業者協議会からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 続いて、その他の委員又は事務局からの報告はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>◎議長 以上で報告を終わります。</p>
<p>日程第 3</p>	<p>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請書の許可を求める件について上程いたします。 時間短縮のため、朗読は省略いたします。 それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 案内図は 1 ページです。 譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。 譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。 申請地の地目は田で、面積は合わせて〇〇〇〇㎡の農地です。 譲渡理由は、贈与です。</p>

贈与のため、売買金額はございません。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、蔬菜です。

農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、耕運機1台、を保有しています。

譲受人の農作業暦は〇〇〇〇年で、また、通作距離は〇〇〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間300日、譲渡人の〇〇、〇〇さんが150日、〇〇の〇〇さんが300日、世帯合計で750日です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、贈与のため変わらず〇〇〇〇㎡です。

周辺地域との関係については、引き続き水稻栽培を行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎岡野委員

5月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可されました。

それではNo.2について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は2ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇〇です。

申請地の地目は畑で、面積は〇〇〇〇㎡の農地です。

譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

また、売買金額は、〇〇〇〇です。1反当りの金額は〇〇〇〇です。

次に農作業従事計画です。営農計画書には栽培作物は、1月にサニーレタス・ブロッコリー、2月にピーマン・ナス・ミニトマト、3月にジャガイモ・ネギ・キュウリ、4月に大根・里いも・キャベツ・枝豆、5月にオクラ・小松菜・ほうれん草、6月に枝豆・トウモロコシ、7月にブロッコリー、8月に白菜、9月に大根・キャベツ・玉ねぎ・にんにく、10月にイチゴ・ソラマメ・エンドウを作付けし、11月・12月でもみ殻燻炭たい肥作りを実施するとの事です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

農機具の所有状況は、耕運機2台、草刈り機2台、を保有しています。田植機、稲刈り機、については〇〇〇〇さんから借りています。

譲受人の農作業暦は〇〇〇〇で、また、通作距離は拠点となる居宅より〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間200日、〇〇の〇〇さんが300日、世帯合計で500日です。150日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き野菜の作付けを行い、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ばさないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎永野委員

5月19日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

(なし)

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。
許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員です。
よって、本案は許可されました。

それではNo.3 について事務局から説明をお願いします。

◎事務局

案内図は3 ページです。

譲受人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇です。

譲渡人は〇〇〇〇に居住する〇〇〇〇さん、年齢〇〇〇〇、職業は〇〇〇〇〇です。

申請地の地目は田で、面積は〇〇〇〇㎡の農地です。

譲渡理由は、譲渡人は、労力不足によるもので、譲受人は、経営拡大です。

また、売買金額は、〇〇〇〇です。1 反当りの金額は〇〇〇〇です。

譲受人世帯の現在の経営農地面積は、全部で〇〇〇〇㎡、そのうち田んぼが〇〇〇〇㎡、畑が〇〇〇〇㎡です。

おもな作付作物は水稻、ジャガイモ、サツマイモです。

農機具の所有状況は、トラクター1 台、耕運機2 台、トラック1 台を保有し、〇〇〇〇をリースしています。

譲受人の農作業暦は〇〇年で、また、通作距離は拠点となる居宅より〇〇〇です。

世帯の農作業従事状況は、譲受人は年間1 5 0 日、世帯合計で1 5 0 日です。1 5 0 日以上のため、農作業に常時従事すると認められます。

また、〇〇の〇〇さんが今後農業に従事される予定となっています。

今回の申請地の面積を合わせた権利取得後における経営面積は、〇〇〇〇㎡になります。

周辺地域との関係については、引き続き水稻を作付けし、地域農業者と協調していくとのことであり、周辺農地への農業上の利用に支障は及ぼさないものと考えられます。

よって、農地法第3 条第2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明については以上です。

◎議長

続いて、書類審査並びに現地調査結果を、地区担当委員から報告願います。

◎横川（和）委員

5 月1 9 日、月曜日に書類審査と現地調査を行いました。書類に不備はなく、事務局の説明のとおりです。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑、ご意見はありませんか。

（なし）

◎議長

以上質疑なしと認め、これより採決いたします。

<p>日程第 4</p>	<p>許可に賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。 よって、本案は許可されました。</p> <p>【議案第 2 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 4 議案第 2 号の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業委員会の意見を求める件について上程いたします。 それではNo.1 について事務局から説明をお願いします。</p> <p>◎事務局 今回、除外が 1 件あります。白地ではなく、青地になります。ここは基本的には農地以外は認められない場所ですが、町では年に 2 回農業振興地域からの除外の申請を受け付けています。担当は各部門から意見を集約し、やむを得ないものなのか、支障があるものなのかを農業委員会で審議して、意見を求めるものになります。</p> <p>それでは、案内図は 5 ページです。土地利用計画図は 1 ページになります。</p> <p>申出地は、〇〇〇〇、地目は田、面積は〇〇〇〇㎡、外〇筆の農地です。〇筆合計で面積は〇〇〇〇㎡になります。</p> <p>計画者は〇〇〇〇に本店があります〇〇〇〇さんです。 土地所有者は〇〇〇〇に居住されている〇〇〇〇さんです。 申請内容は〇〇〇〇です。</p> <p>申請理由については、私は、高校を卒業後〇〇〇〇に就職をしました。〇〇〇〇年に〇〇〇〇として独立して、〇〇〇〇年に法人化しました。 法人設立から現在までの業績は順調で経営に手ごたえを感じております。</p> <p>現在は、〇〇〇〇において〇〇〇〇として〇〇〇〇を得ており、約〇〇〇〇㎡を〇〇〇〇及び〇〇〇〇として利用していますが、まかない切れていない状態です。</p> <p>今後、事業拡大していくにあたり、〇〇〇〇及び〇〇〇〇の必要性を感じており、今後〇〇〇〇の事業計画で考えると、申出地面積は必要最低限と考えております。</p> <p>以上の理由から当該地を申請されました。 被害防除対策については南側町道以外の敷地外周に、境界より 1 m セットバックし土留めブロックを設置します。 説明については以上です。</p> <p>◎議長 続いて、申請内容及び現地状況を、地区担当委員から報告願います。</p>
--------------	--

◎横川（和）委員

5月19日月曜日に現地調査を行いました。申請書類について不備等はありませんでした。事務局説明のとおりですので、ご審議よろしく願います。

◎議長

説明が終わりましたので、これについてご質疑はありませんか。

◎竹内委員

周りが農地で青地ということで、農業をやっていくには、やりづらくなるかと思えます。ここで反対したとしても、審査の結果次第では、除外になってしまうのでしょうか。

◎事務局

現在、青地から除外するかの段階で、農業委員会としての意見を求められています。そういった意見を踏まえて、県と町で協議を行い、除外するのかもしれないかの審査を行います。除外になれば、農地の転用手続きとなり、最終的には県が許可することとなります。

◎永野委員

会長は、地元なのでよくご存じだと思うのですが、宅地周りの土地に車が止まっていたり、農地以前にこれはどうなのかなと思っています。

◎議長

私自身近所なので大変困っているのですが、近隣からもトラブルを招くようなことばかりしている状況です。県が許可をするのであれば、県がしっかりと管理していただきたい。

今回の申請地は、以前、許可されなかった場所で、その後、〇〇〇〇さんが耕作をし、堀浚いをしてしてくれたため、周辺の農地も何とか水が来てやっていける状態でした。

〇〇周辺もそうなのですが、管理ができておらず、こういった申請時のみ管理をし始めるため、今後しっかりと管理していけるのか疑問に思っている。

隣近所からも相談を受けており、〇〇〇〇を植えるということで、残土を入れていた。高さもあり、土砂が流れ出ないように対策を行っておらず隣地に流れ出たり、雨水も流れ込んでしまっている。という話を聞いている。

許可が下りるのであれば、県でしっかりと対応してもらいたい。

◎須賀委員

ここは、〇〇〇〇というお店をやっているが、駐車場として使用していますが、それでいいでしょうか。

◎事務局

今回の計画者は〇〇〇〇であり、〇〇〇〇が違反しているかが問題になります。〇〇〇〇の場所を違反として使用していましたが、〇〇〇〇は是正をしたとのこと。駐車場として使用しているのが〇〇〇〇で別人格となってしまうため、今回は対象にはなりません。

<p>日程第 5</p>	<p>◎議長 是正した箇所について、高さが高すぎる。これで是正したと認められないと思っている。</p> <p>◎事務局 是正したといわれている箇所について意見を付けさせていただきます。</p> <p>◎横川（和）委員 ここは、〇〇〇〇の通学路であり、集合場所でもあります。道路の形状が直角に交わる道路ではないため、車での通行も危険がある場所です。大型車の通行が増えることがすごく懸念です。 大型車で道路を走行しているところや、廃材などを燃やしているのを見かけたことがあるので、心配しかありません。</p> <p>◎事務局 現地は、道路も狭く見通しの悪い部分もあります。また、通学路でもあります。しかし、農地法で縛れるかというところがあります。ただ、農業委員会としての懸念事項としてお伝えさせていただきます。</p> <p>◎議長 質疑なしと認め、これより意見を求めます。 やむを得ないに賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>挙手なしです。よって、本案は支障ありとされました。</p> <p>【報告第 1 号 農地改良等に係る届出の受理について】</p> <p>◎議長 続いて、日程 5 報告第 1 号について事務局報告願います。</p> <p>◎事務局 〇〇地区において、農地改良等に係る届出書の提出がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>◎議長 以上をもって、本定例総会に付議された議案はすべて終了いたしました。その他として、委員または事務局から何かありますか。</p> <p>◎竹内委員 先ほどの議案で支障ありとされましたが、支障があるものをクリアできてしまえば許可になってしまうのでしょうか。ここにできてしまうこと事体迷惑なため、反対という意見はないのでしょうか。</p> <p>◎事務局 あくまでも農地以外になることによって、周辺農地への影響が出るとかなどを見るため、反対という意見はないです。</p>
--------------	---

	<p>◎竹内委員 わかりました。 先ほど、農協の報告を忘れていました。来月、総会がございます。通知の方が行きますのでご確認下さい。</p> <p>◎事務局長 先ほど竹内委員より反対という意見はないのか、についてですが、県の方に確認させていただきます。 そのため、再度意見を求めたいと思います。</p> <p>◎議長 日程4議案第2号について再度意見を求めます。 反対の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案は反対とされました。</p> <p>◎事務局長 それでは、反対という意見を付けさせていただきます。反対というものはないとなれば、支障ありで意見を伝えさせていただきます。</p> <p>◎事務局 何点かご連絡させていただきます。 ・来月の総会日時について ・みどりの募金について</p> <p>◎議長 その他何かありますか。無いようですのでそれでは閉会いたします。 閉会の挨拶を、八木会長職務代理よりお願いします。</p> <p>◎八木会長職務代理 本日は大変お疲れさまでした。 青地地区について、過去に除外後、許可になりいろんな物件ができてきたと思います。許可後、是正されないようなもの少なからずあります。許可になってしまったから諦めるのではなく、許可後も言い続けていきたいと思います。 本日はお疲れ様でした。</p>
--	--

午後2時25分、八木会長職務代理の閉会の辞を以って終了する。